

●香川県告示第293号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、東かがわ市建設課において令和2年9月29日から10年間閲覧に供する。

令和2年9月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 竣功認可年月日

令和2年9月24日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

3 埋立区域

(1) 位置

東かがわ市松原字松西170番14の地先、同市松原字松西170番14、170番4、171番3、171番5、171番4、175番2及び175番1に接する無番地の地先、同市松原字松西187番2、187番7、187番5、187番6及び同市松原字松東395番2の地先、同市松原字松東396番1、401番2、401番1、402番、430番2及び430番1に接する無番地の地先、同市松原字松東430番1、431番2、431番1、434番、435番、438番、439番、443番及び444番地先、同市松原字新川1135番1、1135番5、1136番1、1137番1、1138番1、1139番1、1140番1及び1141番1の地先、同市松原字新川1142番4、1142番5、1145番1、1147番、1148番1、1148番2、1148番3、1148番4、1152番5、1152番4、1152番1及び1152番3に接する無番地の地先並びに同市松原字新川1152番6及び1152番7に接する無番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、1の地点から2の地点を順次結んだ線、2の地点から3の地点を順次結んだ線、3の地点と4の地点を結んだ線、4の地点から5の地点を順次結んだ線、5の地点から6の地点を順次結んだ線、6の地点から7の地点を順次結んだ線、8の地点から9の地点を結んだ線、9の地点から10の地点を順次結んだ線、10の地点から11の地点を順次結んだ線、11の地点から12の地点を順次結んだ線、12の地点から13の地点を順次結んだ線、13の地点から14の地点を順次結んだ線、14の地点と15の地点を結んだ線、15の地点から16の地点を順次結んだ線、16の地点から18の地点を順次結んだ線及び1の地点と18の地点を結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D. L. +1.855メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点	三等三角点湊村（北緯34度15分02.215秒、東経134度21分27.958秒。）から105度22分04秒、615.36メートルの地点
2の地点	1の地点から3度26分47秒、39.55メートルの地点
3の地点	2の地点から104度42分43秒、45.78メートルの地点
4の地点	3の地点から91度16分34秒、52.35メートルの地点
5の地点	4の地点から87度24分36秒、68.80メートルの地点
6の地点	5の地点から74度53分31秒、74.94メートルの地点
7の地点	6の地点から78度59分06秒、23.13メートルの地点

8の地点	7の地点から85度07分51秒、60.55メートルの地点
9の地点	8の地点から77度24分39秒、21.04メートルの地点
10の地点	9の地点から74度12分44秒、86.31メートルの地点
11の地点	10の地点から62度41分25秒、64.92メートルの地点
12の地点	11の地点から68度33分04秒、23.15メートルの地点
13の地点	12の地点から73度48分30秒、69.45メートルの地点
14の地点	13の地点から62度53分18秒、76.21メートルの地点
15の地点	14の地点から60度49分13秒、75.42メートルの地点
16の地点	15の地点から48度06分40秒、43.08メートルの地点
17の地点	16の地点から36度21分43秒、0.54メートルの地点
17-1の地点	17の地点から149度32分32秒、1.86メートルの地点
17-2の地点	17-1の地点から59度31分47秒、1.79メートルの地点
17-3の地点	17-2の地点から117度41分31秒、6.61メートルの地点
18の地点	17-3の地点から149度31分48秒、30.21メートルの地点

(3) 面積

23,701.26平方メートル

4 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成24年4月3日

(2) 免許番号

23港湾第58939号